

令和4年7月27日（水）午後1時10分 判決言渡し

平成28年（行ウ）第3号 生活保護基準引下処分取消等請求事件

仙台地裁民事第2部 齊藤充洋（裁判長）、三貫納有子、太田こもも

判決骨子

5 (1) 厚生労働大臣は、生活扶助基準の改定の必要性や内容等につき、専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権を有する。

10 (2) デフレ調整を行う必要があると厚生労働大臣が判断したことに不合理な点はなく、物価変動率の計算方法についても裁量権の範囲の逸脱又は濫用はない。

ゆがみ調整については、生活扶助基準額と一般低所得世帯の消費実態とのかい離の検証手法に不合理な点はなく、また、生活扶助基準の絶対的な水準を改定するものではないから、デフレ調整と併せて行ったことが裁量権の範囲の逸脱又は濫用に当たるものともいえない。

15 その他原告主張の手續過程の瑕疵や動機の不正があったともいえない。

(3) したがって、本件保護基準改定が違法であるということはできず、原告の請求はいずれも理由がない。

以上